令和８年（フ）第２６０号
千葉県八街市朝日34―７　八街市朝日アパート201号、住民票上の住所千葉県八街市八街ほ177番地39
債務者　石井　和美
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１７３号
神奈川県綾瀬市深谷中４丁目22番32号伊東ハイツ第５―103、住民票上の住所神奈川県横須賀市小矢部１丁目６番３号
債務者　生津　俊雄
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２００号
神奈川県横須賀市平作５丁目２番１号
債務者　小嶋　理江
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第９９３号
京都市山科区御陵中筋町10番地　御陵市営住宅２棟404号
債務者　ＹＯＯＮ　ＳＯＯ　ＪＥＯＮＧ　尹　洙貞
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３３７号
熊本市中央区坪井３丁目１番29―503号フォルム浄行寺
債務者　守田　昭弘
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８２号
熊本市東区東本町７番１号　ラフォーレ５番館101号
債務者　鍬田　綾人
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０４号
熊本市中央区紺屋今町４番８号　プライズビル03　(602)、転入前住所熊本県八代市本野町120番地１
債務者　谷田　弥生
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４３０号
熊本市西区野中１丁目８番１号　インフィニティ401
債務者　宮川　豊樹
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４６４号
熊本市中央区琴平２丁目９番70号　琴平コーポ202号
債務者　豊川晋一郎
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４７８号
熊本県宇土市走潟町1358番地　グリーンブリーズⅡ201
債務者　硯川　優尋
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５３１号
熊本市北区麻生田２丁目12番32号　セジュール村上Ｂ―102
債務者　松岡　章代
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５３４号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼146番地11　セジュールひばりヶ丘　Ｂ棟　101号
債務者　寺本　　潤
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１９５号
神奈川県横須賀市大津町４丁目23番29号　マーリエ大津レジデンス201
債務者　小野　浩道
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第５１９号
千葉県松戸市松戸新田443番地の14　イーポート201号
債務者　恩田　友子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３４号
千葉県松戸市高塚新田156番地の２　ディアコート信合
債務者　坪松　憲一
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６４１号
千葉県松戸市松戸1608番地の１　メイツ松戸403号
債務者　坂本　朱麗
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部